

～元気なうちから、もしもに備えて未来の安心を～

『ふじみ野みらいサポート』のご案内

相談は無料です。



みらいをサポートする安心の3点セット

見守り契約

事務委任契約

死後事務委任契約

「頼れる親族がいなく、入院や施設入所することになったら心配。」

「自分が亡くなったあとの葬儀や遺品整理を誰にお願いすればいいの…」

『ふじみ野みらいサポート』は、一人暮らしでこのような思いをお持ちの高齢者の皆さまが、お元気なうちにふじみ野市社会福祉協議会と契約することで、安心して自分らしく生活できるようお手伝いします。

社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会

◆ 利用できる方

次の条件を全て満たす方が対象となります。

- ① ふじみ野市内にお住まいの65歳以上の一人暮らしの方
- ② 契約内容をしっかりと理解できる方
- ③ 原則として子どもがいない方
- ④ 生活保護を受給していない方



◆ 利用料

① 見守り契約	
入会金	10,000円
基本利用料(年額)	12,000円
② 事務委任契約	
※支援内容に応じて下記の料金がかかります。	
日常的金銭管理・日常生活上の手続き等	1時間2,000円 以降30分毎1,000円
入退院時等支援	4時間まで5,000円 以降30分毎1,000円
重要書類等預かり(貸金庫使用)	1,000円/月
緊急連絡先の引き受け(入院・入所等)	2,000円/回
③ 死後事務委任契約	
利用料	100,000円 + 預託金の5%

◆ 契約までの流れ

相談受付



面談



契約内容の確認

(葬儀・納骨先決定／家財処分の見積り)

◆ お手伝いできること

『ふじみ野みらいサポート』を利用したい方とふじみ野市社会福祉協議会が公正証書で契約をすることにより、サポートする内容を明確にしておきます。

① 見守り契約

電話や訪問による生活状況の確認、日常生活の相談や情報提供

② 事務委任契約

- ・日常の金銭管理や市役所等の書類確認及び手続き
- ・入院や施設入所の際の手続き、費用の支払い等
- ・重要な書類の貸金庫での預かり

③ 死後事務委任契約

- ・預託金による葬儀・納骨・公共料金等の清算や家財の処分等

※ 契約内容によりお手伝いできることに違いがあります。

◆ 預託金(将来のためにお預かりするお金)

預託金は、判断能力の低下等により、入院・入所費用の支払いができなくなった場合やお亡くなりになった後の葬儀・納骨・公共料金等の清算や家財の処分等のため、実費としてあらかじめお預かりします。預託金の額は、契約前に相談し、決定します。

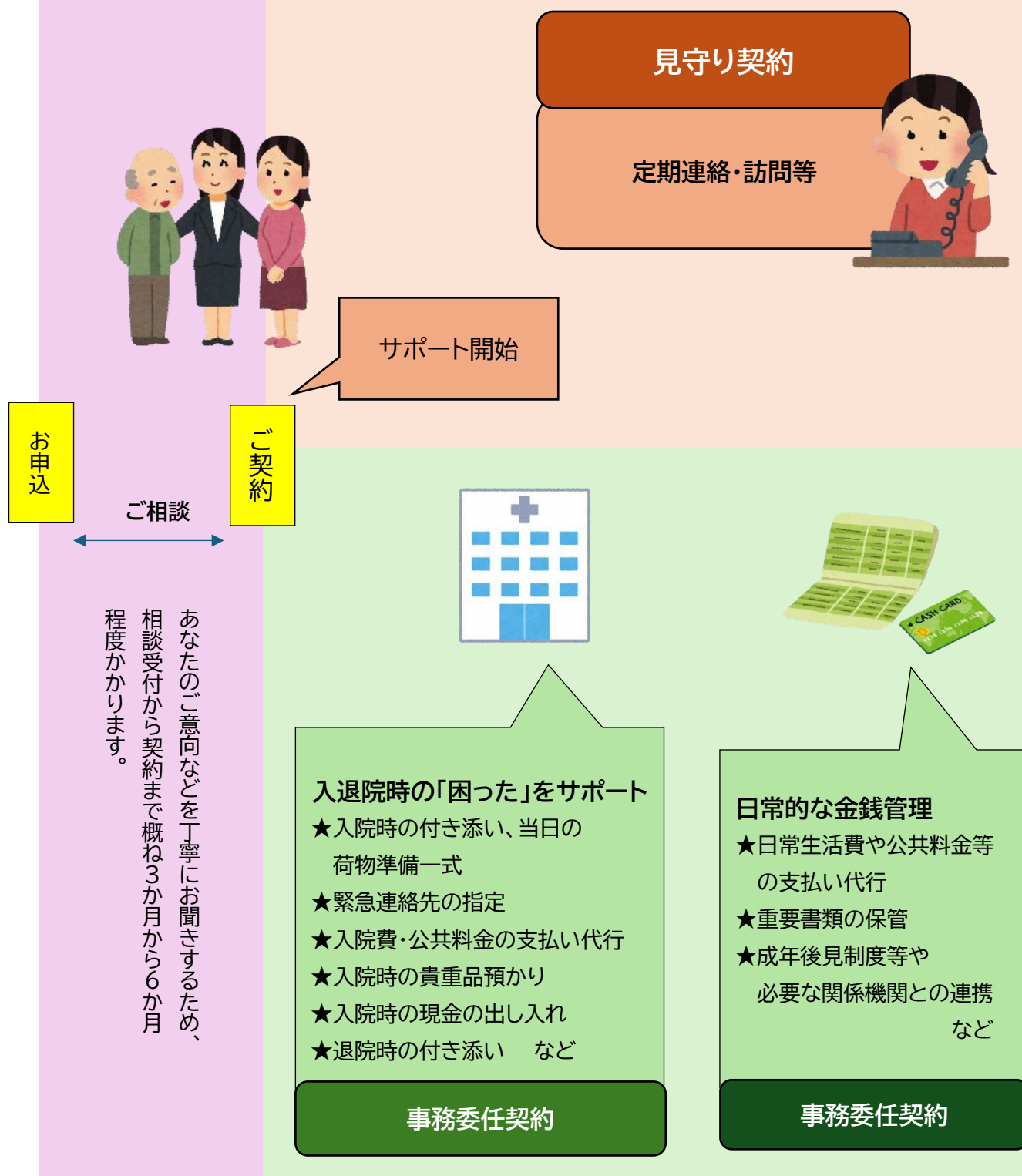
項 目	金 額
入院・入所費用の支払い ※概ね3カ月程度	600,000円～
葬儀・納骨費用 公共料金等の清算費用	300,000円～
残存家財処分	業者見積額による

支援計画の
作成

公正証書による
遺言の作成

公正証書による
ふじみ野市社会福祉協議会
との契約

ふじみ野みらいサポートのご案内



～元気なうちから、もしもに備えて未来の安心を～



日常の困りごとや介護が必要になってからのサポート
★市の相談窓口との連携
★必要なサービスの手続きのお手伝い
★公的サービス以外の生活支援サービスのご紹介 など

事務委任契約

いし逝去

死後事務委任契約

官公庁の届けや各種サービス解約

- ★市役所等での手続き
- ★公共サービスに関する手続き
- ★賃貸住宅に関する手続きなど



葬儀が必要になったら

亡くなった後の葬儀や納骨などのサポート

- ★火葬・葬儀・納骨の手配
- ★永代供養の手配 など

死後事務委任契約



家財処分が必要になったら

亡くなった後の
お部屋の片づけ
★契約している内容での家財処分の手配など

死後事務
委任契約

ふじみ野みらいサポート よくある質問

Q1

サービスを利用するためには、住民登録(住民票)は必要ですか？

A1 ふじみ野市内に住所を有し、かつ現在居住している方を対象としているため、住民登録(住民票)が必要となります。

Q2

サービスを利用するためには、どのくらいの契約能力が必要ですか？

A2 本事業を利用するときはふじみ野市社会福祉協議会と契約を締結していただきます。契約の内容や結果を理解して自分自身で判断できる能力が必要です。基本的に公正証書遺言を作ることができれば、契約能力に支障ないものとします。

Q3

契約後に成年後見人等がついた場合は、どうなりますか？

A3 一律に解約ということはありませんが、成年後見人等から解約の申し出があった場合は、解約となります。

Q4

ふじみ野みらいサポートを契約するにあたり、初期費用はどのくらいかかりますか？

A4 費用の目安は次のとおりです。個別の事情により異なります。

入会金	10,000円
基本利用料	12,000円
預託金(将来のためにお預かりするお金)	900,000円～
専門家にお願いする公正証書遺言作成	200,000円
ふじみ野市社会福祉協議会と契約をする公正証書作成	20,000円



Q5

預託金とは何ですか？

A5 預託金とは、将来に備えたあらかじめお預かりするお金で、契約した方の入院・入所費用の清算、葬儀・納骨費用、家財の処分費用等の実費として使用します。ふじみ野市社会福祉協議会に支払う利用料ではありません。

Q6

公正証書とは何ですか？

A6 公正証書とは、私人（個人又は会社その他の法人）からの嘱託により、公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書のことです。
公証人が当事者の嘱託により作成した文書には、公正の効力が生じ、反証のない限り、完全な証拠力を有しております。「日本公証人連合会ホームページより抜粋」

Q7

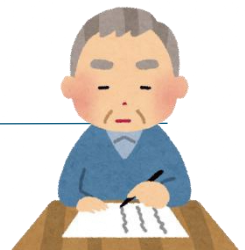
公正証書遺言の作成は必須ですか？

A7 本事業のご利用にあたっては公正証書遺言の作成をお願いしています。
公正証書遺言は、無効となるおそれはありません。また、死後事務委任契約を円滑に実行するためにも必要となります。
なお、作成した公正証書遺言を適正に執行するための遺言執行者は必ず指定していただきます。

Q8

本事業を解約したい場合、どのようにすればいいですか？
その場合、預託金は返してもらえますか？

A8 解約は本人からの申し出があれば公証人の認証を受けた書面により解約できます。
解約した場合、お預かりしている預託金はお返しいたします。詳しくは、別途ご相談ください。



社会福祉法人

ふじみ野市社会福祉協議会

権利擁護係

〒356-0011 ふじみ野市福岡1-1-1（市役所第3庁舎1階）

電 話:049-265-3606

F A X:049-264-9440

Email:kouken@fujimino-shakyo.or.jp

【受付時間】月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

アクセス

